

諮問第192号の答申
経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更について

本委員会は、諮問第192号による経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和7年3月12日付け総統経セ第10号、20250310統第1号により総務大臣及び経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」並びに令和7年3月10日付け総統経第28号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下あわせて「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済センサス-活動調査」（基幹統計調査。以下「活動調査」という。）及び「個人企業経済調査」（基幹統計調査。以下「個人企業調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 活動調査の見直し

(ア) 調査事項の変更

a サービス分野の収入の内訳に適用される調査品目の見直し

本申請では、図表1のとおり、サービス分野の収入の内訳に適用される調査品目を見直す計画である。

これは、令和3年に実施した活動調査（以下「令和3年調査」という。）において、統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定。以下「最終とりまとめ」という。）を踏まえてサービス分野の生産物分類を基に定めた調査品目により調査を実施した結果、一部の調査品目において、計上金額が少ないものや、「その他」品目が大きい額として計上されたものが見受けられたことのほか、企業等へのヒアリング、本申請に先立って実施した試験調査でのアンケート結果などの記入可能性に関する検討を踏まえつつ、利活用ニーズの再確認や令和6年設定の生産物分類を踏まえたものである。

なお、本調査事項は、報告者に対し、配布される分類表から該当する調査品目を選び出すことを求めているため、その負担を軽減するため、調査実施者においては、調査品目の見直しに伴い、過去に回答した品目のプレプリントや、キーワードで品目を検索できる「分類番号検索システム（仮称）」を開発することとしている。

これについては、適切な実態把握や報告者負担の軽減に配慮しつつ、調査結果の利活用状況も踏まえたものであることから、適当である。

ｂ 財分野の収入の内訳に適用される調査品目の見直し

本申請では、図表 1 のとおり、財分野の収入の内訳に適用される調査品目を見直す計画である。

これは、最終とりまとめを踏まえ、これまでの日本標準産業分類の分類体系に基づき設定した調査品目から、用途の類似性による基準を指向した生産物分類に基づくものに見直すとともに、試験調査や企業等へのヒアリングなどを通じた記入可能性の検討を踏まえたものである。

これについては、報告者負担の軽減に配慮しつつ、生産物分類の適用により国民経済計算、SUT（供給・使用表）推計等の精度向上に資するものであることから、適当である。

なお、財分野の調査品目が変更されることから、令和 3 年調査の調査品目分類との変更点について、報告者や利用者に分かりやすく周知する取組を行うことが望まれる。

図表 1 調査品目の見直し

産業（調査票の区分）		令和 3 年調査 品目数	本申請（令和 8 年 調査）の品目数
財 分 野	農林漁業	16	17
	鉱業、採石業、砂利採取業	36	34
	製造業	1785	1621
	卸売、小売業	194	176
サ ー ビ ス 分 野	建設業、不動産業、物品賃貸業	75	73
	飲食サービス業	6	6
	医療、福祉	20	22
	サービス関連産業 A	63	71
	サービス関連産業 B	84	73
	サービス関連産業 C	172	157
合計		2435	2233

凡例 調査票の区分は、活動調査の調査票の種別となっているもの。

サービス関連産業 A：「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「複合サービス事業（郵便局）」

サービス関連産業 B：「宿泊業、飲食サービス業（宿泊業）」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」

サービス関連産業 C：「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「複合サービス事業（協同組合）」、「サービス業（政治団体、宗教を除く）」

ｃ その他の調査事項等の見直し

本申請では、図表 2 のとおり、調査事項等を変更する計画である。

図表 2 活動調査で見直す調査事項等

No	調査事項	変更内容	変更理由等
①	管理・補助的業務か否か	追加	日本標準産業分類の産業格付事務の円滑化のため追加するもの。

②	・事業の業態 ・この場所での事業所の開設時期 ・店舗形態	見直し	日本標準産業分類の改定への対応及び産業格付事務の円滑化、開設時期に関する直近の情報を的確に把握するなど調査結果の精度向上の観点から見直すもの。
③	・旧特定サービス産業実態調査項目 ・物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高 ・本所の正式名称・所在地等（※） （※）「個人経営」の「支所・支社・支店」の場合に限る	廃止	把握方法、集計方法の変更や利活用状況を踏まえて見直すもの。
④	「法人でない団体」の事業所について、調査票を「産業共通調査票」から「産業別単独事業所調査票」に変更	見直し	産業特性事項の拡充を図るため見直すもの。

このうち、調査事項の追加（図表 2 の①）及び見直し（図表 2 の②）については、日本標準産業分類（令和 5 年 7 月公示）で新設された分類への対応及び産業格付事務の円滑化等を踏まえたものであり、調査結果の精度向上に資するものであること、調査事項の廃止（図表 2 の③）については、調査品目における生産物分類の適用や調査結果の利活用状況を踏まえつつ、報告者負担の軽減に資するものであること、調査票の見直し（図表 2 の④）は、調査票の変更に伴い回答項目は増えるものの、産業特性事項のうち事業所集計事項に限ることとしており報告者負担の軽減に配慮しつつ、産業特性の適切な実態把握に資するものであることから、いずれも適当である。

なお、調査事項の追加（図表 2 の①）については、いわゆる「本社」活動の把握の重要性が増していることを踏まえ、次回調査に向けて、後記 4 の「今後の課題」に掲げることとしたい。【P】

（イ）調査方法の変更

a オンライン先行回答方式の導入等

本申請では、甲調査（農林漁家等を除く全ての民営事業所を対象とした調査）の調査方法について、以下のとおり変更することを計画している（図表 3 参照）。

① 直轄調査

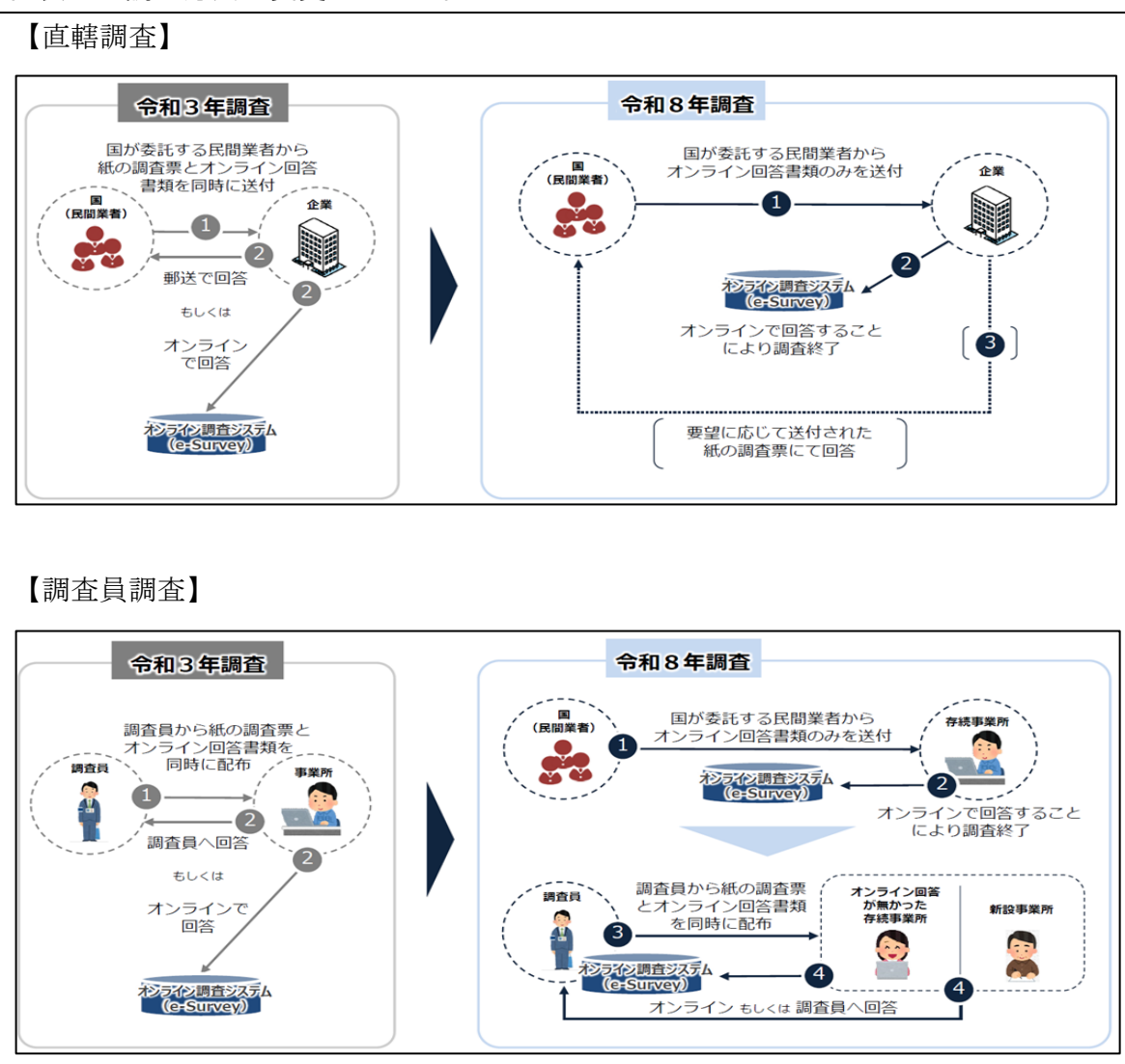
国が委託する調査実施事業者から調査対象事業所に対して、オンライン回答に必要な書類のみを先行して送付し、オンライン回答を基本とする。ただし、調査対象事業所からの要望等に応じて紙の調査票を送付し、それによって回答することも可能とする。

② 調査員調査

- i) 存続事業所については、国が委託する調査実施事業者から調査対象事業所に対して、オンライン回答に必要な書類のみを先行して送付し、オンライン回答を基本とする。なお、オンライン回答がなかった事業所に対しては、調査員から紙の調査票とオンライン回答に必要な書類を同時に配布し、オンライン又は調査員による収集によって回答する。
- ii) 調査員により新たに捕捉された新設事業所に対しては、調査員から当該事業所に対して紙の調査票とオンライン回答に必要な書類を同時に配布し、オンライン

又は調査員による収集によって回答する。

図表 3 調査方法の変更イメージ図



また、オンライン回答の推進に資するため、電子調査票の改善や、ログイン方法の解説動画の作成、オンライン回答専用のコールセンターの設置、前述の「分類番号検索システム（仮称）」の開発などを行うこととしている。

この変更の背景としては、公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定。以下、「第Ⅳ期基本計画」という。）において、基幹統計調査における回答数に占めるオンラインによる回答数の割合を、企業系調査では8割以上を目指すことが掲げられており、活動調査においてもオンライン回答の推進が求められていることがある。

このため、試験調査では、オンライン回答を原則として調査を実施し、その効果を検証した結果、令和3年調査よりも大幅にオンライン回答率が上昇しており、調査方法の変更の効果があったとしている。

これらについては、オンライン回答率の更なる向上に資するものであること、また、調査員の活動開始前に調査への回答が完了する事業所が増えることで、調査員の事務

負担の軽減が期待できることから、適当である。

なお、事前に全国的な広報で原則オンライン回答とすることについて周知するなど、報告者の理解を得るための取組を行うことが望まれる。

b 一部の報告者における調査票の配布、回収方法の見直し

本申請では、図表4のとおり、単独事業所企業の「社会保険事業団体」と「法人でない団体」のうち非ネットワーク型産業の団体について、いずれも調査員調査から直轄調査に移行する計画である。

これは、令和3年調査における「社会保険事業サービス」の売上（収入）金額規模が大きくなっていることを踏まえたものである。また、「法人でない団体」のうち非ネットワーク型産業の団体については、後記cを踏まえたものである。

これらについては、実態のより適切な把握に資するものであることから、適当である。

図表4 調査対象区分ごとの調査方法の新旧対照表

調査対象区分					調査方法		
					令和3年調査	令和8年調査	
個人経営企業※1					調査員調査		
会社、会社以外の法人※2	複数事業所				直轄調査		
	単独事業所企業	資本金1億円以上の単独事業所、純粋持ち株会社、不動産投資法人					
		上記以外	C 鉱業、採石業、砂利採取業				
			851 社会保険事業団体		調査員調査	直轄調査※3	
			上記以外	経済構造実態調査対象		直轄調査	
				従業員300人以上			
				調査員調査			
外国の会社の事業所					直轄調査		
法人でない団体	ネットワーク型産業				調査員調査		
	非ネットワーク型産業※4				調査員調査	直轄調査※5	

※1 個人企業調査対象企業については、直轄調査で実施

※2 企業調査支援事業対象企業については、統計センターが調査票の配布・回収を実施

※3 「851 社会保険事業団体」については、直轄調査で実施

※4 ネットワーク型産業に該当しない産業をいう。

なお、ネットワーク型産業とは、事業所単位で売上（収入）金額の把握できない産業をいい、日本標準産業分類「大分類D建設業」、「大分類F電気・ガス・熱供給・水道業」、「大分類H運輸業、郵便業」、「大分類J金融業、保険業」、「中分類37通信業」、「中分類38放送業」、「中分類41映像・音声・文字情報制作業」、「中分類81学校教育」、「中分類86郵便局」、「中分類93政治・経済・文化団体」及び「中分類94宗教」をいう。

※5 非ネットワーク型産業については、直轄調査で実施

c 報告方法の見直し

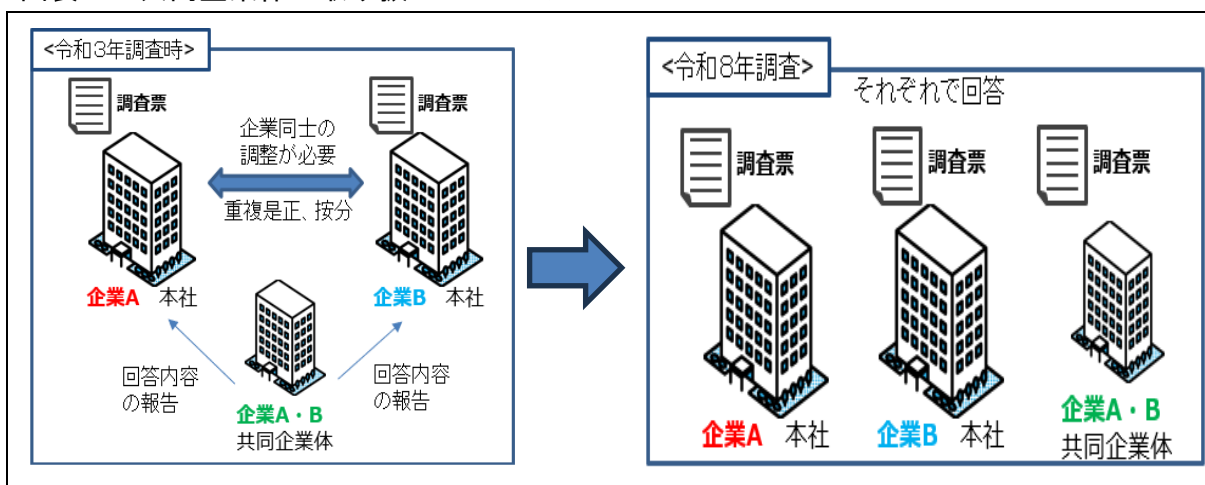
本申請では、共同企業体の事業所を、出資した企業それぞれの支所事業所ではなく、1つの独立した事業所として取扱い、報告を求める計画である（図表5参照）（なお、図表2の④のとおり調査票も「産業共通調査票」から「産業別単独事業所

調査票」に変更）。

この変更の背景としては、これまで、製造業事業所等における共同企業体は、出資した企業それぞれの支所事業所として回答を求めていたところ、企業間で出荷額や敷地面積等について重複記入への対応や出資割合等に比例した割り振り処理を行うなど、報告者負担が生じていた経緯がある。

これについては、報告者負担の軽減に資するものであること、売上（収入）総額の把握には影響がないこと、事業所数は変動するものの影響は軽微であること、調査実施者において審査を行い、回答の重複を排除するとしていることから、適当である。

図表 5 共同企業体の取り扱いについて



（ウ）集計事項の変更

a 「個人経営」複数事業所企業に関する地域別集計の見直し

本申請では、「個人経営」複数事業所企業に関する地域別集計を行う際に、本所が記入する「企業全体の売上（収入）金額」を「本所（事業所）の売上（収入）金額」とみなし、本所の所在する地域の売上（収入）金額に合算する方法に変更する計画である。

これまで、活動調査では、「個人経営」複数事業所企業については、「本所・本社・本店」に該当する事業所において企業全体の売上（収入）金額を報告することとしており、地域別集計を行う際には、当該企業に所属する事業所（本所及び支所）の事業従事者数に比例して、企業全体の売上（収入）金額を割り振ることで、各事業所が所在する地域の売上（収入）金額を算出していた。このため、当該企業の「支所・支社・支店」においては、本所の正式名称・所在地等について報告を求めてきたところである。

しかしながら、令和3年調査では、本所と支所の関係が特定できた事業所について「企業全体の売上（収入）金額」を地域別に割り振ったところ、その売上（収入）金額は「個人経営」複数事業所企業の売上（収入）総額の6割程度であったこと、また、本所と支所の関係が特定できた事業所では、9割以上の支所が本所と同一都道府県内に所在していたことから、今回、地域別集計の見直しを行うとともに、図表2の③の

とおり、本所の正式名称・所在地等の報告を不要とするものである。

これについては、令和3年調査の回答状況を踏まえ、報告者負担の軽減を図りつつ、地域別集計結果に関する精度向上に資するものであることから、適当である。

b その他の集計事項の見直し

本申請では、図表6のとおり、集計事項を変更する計画である。

集計事項については、基本的に前回調査を踏襲するものの、各府省及び地方公共団体からの要望、利活用ニーズや過去の調査結果等を踏まえて一部の集計事項を見直すものであり、このうち、図表6の⑤表章の廃止及び⑥内訳の削除については、国及び地方公共団体、一般利用者における利用実績が低調であることが確認された集計事項について行うものである。

これについては、利活用ニーズ等を踏まえたものであることから、適当である。

図表6 主な集計事項の変更内容

No	主な変更内容		変更理由
①	産業大分類別に表章している統計表のうち「事業所に関する集計ー売上（収入）金額等」に関するもの	大分類「I_卸売業、小売業」の内訳である中分類計「I1_卸売業」及び「I2_小売業」を単独分類として新たに追加表章	《地方公共団体要望》 予算特別委員会への提出資料として、また、産業労働行政を推進するための基礎資料として継続的に把握する必要
②		大分類「M_宿泊業、飲食サービス業」の内訳である中分類計「M1_宿泊業」及び「M2_飲食サービス業」を単独分類として新たに追加表章	《地方公共団体要望》 市の総合計画の基本計画（分野別計画）における施策の進捗状況把握に「飲食店売上高」を指標としているため
③	企業常用雇用者規模に関するもの	現行の最小区分「0～4人」について、事業所の常用雇用者規模と同様に「0人」と「1～4人」に分割し表章	《厚生労働省要望》 労働行政施策では、常用雇用者数1人以上の事業場を対象としているものが多く、施策の対象となる企業等数を把握する必要
④		「（再掲）（2000人以下）」を新設し表章	《地方公共団体要望》 令和6年5月改正の産業競争力強化法で新たに規定された「中堅企業者」の定義 ^(※) に準じた区分の企業等数を把握する必要 (※) 常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項）
⑤	「人口30万以上市」を対象とした統計表においては、産業大分類と他の属性（従業者規模、経営組織等）をクロスさせた区分の事業所数・従業者数について、これらに対応する「全ての市区」を対象とした統計表を追加作成 一方で、利用実績が認められなかった「人口30万以上市」における産業中分類の結果の表章を廃止		市別結果の利活用ニーズが高いため
⑥	地域編第8表では、表側が市区町村と産業中分類のクロス、表頭で事業所数を従業者数規模によりさらに分割表章しているところ、従		「該当値なし」となるセルが過多 ^(※) となっているため (※) 特に「従業者300人以上」は84.6%（全19783

	業者規模別の内訳を削除	セル中16743セル) が「該当なし」
--	-------------	---------------------

※ 「産業大分類」等は、いずれも日本標準産業分類のそれをいう

(エ) 公表時期の変更

本申請では、特に利活用ニーズの高い主要結果である「産業横断的集計（確報）」の公表時期を早期化する等、早期に公表が必要な集計区分を除き、**図表 7** のとおり、令和10年3月に同時に公表するよう、公表時期を変更する計画である。

これについては、一部の集計区分について公表が後ろ倒しとなるものの、現在の利用機関には特段の支障がないことを調査実施者で確認しており、「産業横断的集計（確報）」の公表を早期化することで利用者の利便性の向上に資するものであることから、適当である。

図表 7 公表時期の変更の概要

令和 3 年調査			令和 8 年調査	
公表時期	集計区分		公表時期	集計区分
4 年 5 月	産業横断的集計（速報）		9 年 5 月	産業横断的集計（速報）
9 月	製造業（概要）		9 月	製造業（概要）
12 月	鉱業、採石業、砂利採取業 製造業（品目編、産業編、地域編） 建設・サービス収入の内訳①		12 月	製造業（品目編、産業編、地域編）
5 年 3 月	卸売業、小売業 サービス関連産業 建設・サービス収入の内訳②		10 年 3 月	鉱業、採石業、砂利採取業 卸売業、小売業 産業横断的集計（確報） （サービス関連産業含む） （建設・サービス収入の内訳含む）
6 月	産業横断的集計（確報）			

イ 個人企業調査における活動調査との同時実施用調査票の変更について

本申請では、前記（2）ア（ア）c のとおり、活動調査において、「個人経営」複数事業所企業の「支所・支社・支店」の場合における「本所の正式名称・所在地等」の把握を取りやめることを踏まえ、活動調査の調査票と個人企業調査の調査票を統合した同時実施用の調査票においても、当該調査事項を廃止する計画である。

これについては、前記（2）ア（ア）c で評価したとおり、活動調査における変更内容を反映させるものであることから、適当である。

2 前回答申における「今後の課題」への対応状況

（1）活動調査に関する統計委員会諮問第140号の答申（令和2年6月25日付け統計委第9号）における「今後の課題」への対応状況について

活動調査については、統計委員会諮問第140号の答申において、「調査事項のうち、「支払利息等」を削除しているが、今後、国民経済計算推計等に必要とされる可能性もあることから、調査結果の利活用ニーズの変化等を把握した上で、次回調査において調査項目として再度把握することについて検討すること。」との指摘をしている。

この指摘について、調査実施者は、各府省・地方公共団体に対して行った活動調査に係る調査事項の要望把握（令和５年８月実施）において、支払利息等の把握に係る要望は把握されておらず、また、外部有識者、内閣府等により構成される「令和８年経済センサス－活動調査研究会」において、活動調査における支払利息等の取扱いを議論した結果、国民経済計算等においては、既存のデータの利活用によって推計しているため、支払利息等を把握しなくとも問題ないことが確認されたことから、引き続き、支払利息等は把握しないこととしている。

これについては、令和３年調査の結果の利活用状況やその後の検証状況を踏まえると、引き続き調査事項として把握しないとの調査実施者の対応は、適当である。

（２）個人企業調査に関する統計委員会諮問第105号の答申（平成29年９月21日付け統計委第11号）における「今後の課題」への対応状況について

個人企業調査に関する、統計委員会の諮問第105号の答申における検討課題及び対応状況は図表８のとおりとなっている。

図表８ 統計委員会の諮問第105号の答申における検討課題及び対応状況（個人企業調査）

検討課題		対応状況
①	「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年５月19日）において示されている「ビジネスサーベイ」創設に係る検討の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、調査事項を再検討すること。ただし、本調査が事業規模の小さな個人企業を対象としている特性を考慮し、新たな調査事項の追加等については、その記入可能性や報告者負担を把握した上で、慎重に検討する必要がある。	全企業の経済構造を明らかにする観点から、法人企業を対象とする経済構造実態調査で把握している調査事項のうち、本調査に追加等すべき調査事項はないか検討を行った。検討の結果、本調査の調査事項から経済構造実態調査と同定義（経済センサスベース）の付加価値額（純付加価値額）を集計することが可能であることを確認した。
②	本調査の民間委託に伴い予定されている取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図ること。	民間委託後の調査票回収率は平均９割程度と安定的に推移している。結果精度についても、１企業当たりの売上高及び営業利益の標準誤差率（毎年算出）に大幅な変動はない。引き続き、委託事業者による必要な督促等を行うなど、調査票の回収状況等を踏まえて必要な改善を図っていきたい。
③	本申請では、調査計画が全面的に見直されることも踏まえ、正確な回答を確保し、精度の高い統計を提供する観点から慎重な審査・集計を行うため、公表時期を、調査の実施終了から９か月後として設定しているが、変更後の計画によるノウハウの蓄積を踏まえ、実査・審査の状況が安定した段階で、公表の早期化を検討すること。	調査計画、集計結果については調査実施翌年の３月までに公表することとしており、令和５年調査結果は３月１日と、当初の公表期日に比べ、１０日程度の公表早期化を図っている。今後も、利活用ニーズや実査・審査の状況等を踏まえ、早期化に向けた検討を行っていきたい。

これについては、いずれも課題の趣旨に沿って適切に対応していることから、適当である。

3 活動調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況

第Ⅳ期基本計画における活動調査に関する検討課題及びその対応状況は、**図表 9**のとおりである。

図表 9 第Ⅳ期基本計画に対する対応

項目	具体的な措置、方策等	実施時期	対応状況
1 国民経済計算の精度向上・充実 (2) 令和12年度(2030年度)に向けた取組：二つの柱	令和8年経済センサス - 活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化について検討する。	令和6年度(2024年度)末までに結論を得る。	総務省の産業連関表作成担当と意見交換を実施し、調査名簿を共有することとする。
2 経済統計の体系的整備の推進 (1) 経済構造を把握する統計の整備	次回(令和8年)経済センサス - 活動調査について、SUT体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する。	令和8年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。	生産物分類の対応(財分野の導入・サービス分野の改善)について、推計関係各所の要望を踏まえて、活動調査に使用する品目を設定する。 また、国民経済計算年次推計のために、中間年の経済構造実態調査と同様の時期に、内閣府に対して結果の早期提供を行う。

このうち、「国民経済計算の精度向上・充実」に関するサービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化については、当該調査において活動調査の調査名簿を共有することとしており、運用面での連携強化が図られていることから、適当である。

また、「経済統計の体系的整備の推進」に関する調査事項の見直し等については、前記1(2)ア(ア)のとおり調査事項を変更するとともに、国民経済計算年次推計の時系列性を確保する観点から、経済構造実態調査の二次集計結果に相当する部分について令和9年8月に提供することを予定していることから、適当である。

4 今後の課題(P)

我が国の経済実態を的確に把握する上でいわゆる「本社」活動の把握の重要性は増していることから、本申請により報告を求めようとしている「管理・補助的業務か否か」に関する調査事項の回答状況、今後の経済動向の変化及び本調査の結果の利活用等を踏まえつつ、必要に応じて、次回の活動調査において、「本社」活動の把握に関する調査事項の見直し等を検討することが必要である。

以上